

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成22年3月18日(2010.3.18)

【公表番号】特表2009-529089(P2009-529089A)

【公表日】平成21年8月13日(2009.8.13)

【年通号数】公開・登録公報2009-032

【出願番号】特願2008-558279(P2008-558279)

【国際特許分類】

C 09 J 133/06 (2006.01)

C 09 J 133/02 (2006.01)

C 09 J 11/04 (2006.01)

C 08 F 220/12 (2006.01)

C 08 K 3/36 (2006.01)

C 08 L 33/06 (2006.01)

C 09 J 7/02 (2006.01)

【F I】

C 09 J 133/06 Z N M

C 09 J 133/02

C 09 J 11/04

C 08 F 220/12

C 08 K 3/36

C 08 L 33/06

C 09 J 7/02 Z

【手続補正書】

【提出日】平成22年1月25日(2010.1.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a) i) 90~99重量部の非第三級アルコールの(メタ)アクリル酸エステルであるモノマー単位であって、前記アルコールが1~14個の炭素原子を有するモノマー単位；

i i) 1~10重量部の酸官能性モノマーであるモノマー単位；

i i i) 0~10重量部の第2の極性モノマーであるモノマー単位；

i v) 0~5重量部のビニルモノマー単位；及び

v) 0~1重量部の多官能性アクリレートを含むポリマー成分、並びに

b) ポリマー100重量部に対し1~8重量部の、9~25nmの平均粒径と40~300nmの長さを有する針状シリカナノ粒子を含み、

前記シリカナノ粒子が表面改質されていない感圧性接着剤組成物。

【請求項2】

前記針状シリカナノ粒子が親水性ナノ粒子である、請求項1に記載の感圧性接着剤。

【請求項3】

前記ポリマーが、1~5重量部のアクリル酸及び1~5重量部の第2の極性モノマーを含む、請求項1に記載の感圧性接着剤。

【請求項4】

前記針状シリカナノ粒子が表面改質されており、利用可能な表面官能基の25%未満が

改質されている、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 5】

0 ~ 8 重量部の、20 ナノメートル以下の平均粒径を有する球形状シリカナノ粒子を更に含む、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 6】

請求項 1 に記載の感圧性接着剤及び可撓性裏層を含む、接着剤物品。

【請求項 7】

pH 2 ~ 6 を有する水性エマルションであって、

(a) 前記エマルションの総重量に対し 24 ~ 約 70 重量 % のポリマーであって、

i) 90 ~ 99 重量部、好ましくは 90 ~ 95 重量部の、非第三級アルコールの (

メタ) アクリル酸エステル (前記アルコールは 1 ~ 14 個の炭素原子を有し、炭素原子の平均個数が約 4 ~ 約 12 個である) ;

i i) 1 ~ 10 重量部の酸官能性モノマー ;

i i i) 0 ~ 10 重量部の第 2 の非酸官能性極性モノマー ;

i v) 0 ~ 5 重量部のビニルモノマー ;

v) 任意に、0.01 ~ 1 重量部の多官能性アクリレート ;

v i) 0 ~ 0.5 重量部の連鎖移動剤 ;

v i i) ポリマー 100 重量部に対し 1 ~ 8 重量部の、9 ~ 25 nm の平均粒径と 40 ~ 300 nm の長さを有するシリカナノ粒子の重合反応生成物を含むポリマー ((i) ~ (v i i) の合計が 100 重量部である) 、及び

(b) 前記エマルションの総重量に対し 30 ~ 70 重量 % の水相であって、界面活性剤を含む水相を含むエマルション。